

判定手数料

令和7年6月1日 改定

当センターが建築主に請求させていただく構造計算適合性判定の手数料は、次のとおりです。
お支払は、窓口による現金か、当センターへの口座への銀行振り込みでお願いします。
※なお、振り込み手数料は、申請者様等のご負担とさせていただきます。

単位：円(非課税)

床面積の区分 (1棟につき)	構造計算が大臣認定プログラムによって行われていないもの。
～1,000㎡ 以下	250,000
1,000㎡ 超 ～ 2,000㎡ 以下	330,000
2,000㎡ 超 ～ 5,000㎡ 以内	370,000

なお、2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなします。

※国の機関の長等も上記同様です。